



# 島根県報

平成20年10月31日（金）

第2,031号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定（2件）	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（       "      ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "      ）	3
土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	3
土地改良区の定款変更の認可	（       "      ）	4
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	4
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項 の変更の届出	（中 小 企 業 課）	4

### 【公 告】

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表	（雇 用 政 策 課）	5
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	5
都市計画変更の図書の縦覧	（下 水 道 推 進 課）	6

### 【選管告示】

開票区の設定		6
不在者投票を行うことができる施設の指定		7
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		7

### 【公安告示】

施設警備業務2級検定、1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	8
--------------------------------	-----------	---

### 【雑 報】

危険物取扱者試験の実施	（消 防 防 災 課）	10
-------------	-------------	----

## 告 示

### 島根県告示第869号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
あま歯科クリニック	松江市宍道町佐々布208-35ショッピングスクエアベル	平成20年8月29日

### 島根県告示第870号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術機関の名称	所在地	指定年月日
エビス整骨院	松江市西川津町852-7	平成20年9月1日

### 島根県告示第871号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
尼ヶ崎 知也	松江市宍道町佐々布 208-35 ショッピング スクエアベル	居宅療養管理指 導	あま歯科クリニッ ク	松江市宍道町佐 々布208-35 シ ョッピングスク エアベル	平成20年8月29日
尼ヶ崎 知也	松江市宍道町佐々布 208-35 ショッピング スクエアベル	介護予防居宅療 養管理指導	あま歯科クリニッ ク	松江市宍道町佐 々布208-35 シ ョッピングスク エアベル	平成20年8月29日
社会福祉法人 いわみ福祉 会	浜田市金城町七条ハ 559番地2	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居 宅介護事業所 モ モ	江津市敬川町 1230番地1	平成20年9月17日
有限会社 出 雲リハビリサ ービス	出雲市今市町547	福祉用具貸与	有限会社 出雲リ ハビリサービス	出雲市今市町547	平成19年11月29日

有限会社 出雲リハビリサービス	出雲市今市町547	介護予防福祉用具貸与	有限会社 出雲リハビリサービス	出雲市今市町547	平成20年10月3日
有限会社 出雲リハビリサービス	出雲市今市町547	特定福祉用具販売	有限会社 出雲リハビリサービス	出雲市今市町547	平成20年10月3日
有限会社 出雲リハビリサービス	出雲市今市町547	特定介護予防福祉用具販売	有限会社 出雲リハビリサービス	出雲市今市町547	平成20年9月1日

## 島根県告示第872号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
嘉戸 辰良	松江市浜乃木4-7-24	居宅療養管理指導	嘉戸小児科医院	松江市浜乃木4-7-24	平成20年7月25日
嘉戸 辰良	松江市浜乃木4-7-24	訪問看護	嘉戸小児科医院	松江市浜乃木4-7-24	平成20年7月25日
嘉戸 辰良	松江市浜乃木4-7-24	訪問リハビリテーション	嘉戸小児科医院	松江市浜乃木4-7-24	平成20年7月25日
嘉戸 辰良	松江市浜乃木4-7-24	介護予防居宅療養管理指導	嘉戸小児科医院	松江市浜乃木4-7-24	平成20年7月25日
嘉戸 辰良	松江市浜乃木4-7-24	介護予防訪問看護	嘉戸小児科医院	松江市浜乃木4-7-24	平成20年7月25日
嘉戸 辰良	松江市浜乃木4-7-24	介護予防訪問リハビリテーション	嘉戸小児科医院	松江市浜乃木4-7-24	平成20年7月25日

## 島根県告示第873号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大社町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

森脇 忠 出雲市大社町中荒木70

2 就任年月日

平成20年10月2日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

多久和秀明 出雲市大社町中荒木200

---

**島根県告示第874号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、奥出雲町土地改良区の定款変更を平成20年10月21日付けで認可した。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第875号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市佐田町上橋波804-4、807-6、808-6、809-4、下橋波956-2、956-12

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

---

**島根県告示第876号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト松江店 松江市上乃木九丁目3252-3 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田 清一郎 福井県福井市順化二丁目26番23号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）（開店時刻）午前10時（閉店時刻）午後9時

(変更後) (開店時刻) 午前9時 (閉店時刻) 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで

(4) 変更する年月日

平成20年10月23日

2 届出年月日

平成20年10月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

労働関係調整法 (昭和21年法律第25号) 第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令 (昭和21年勅令第478号) 第10条の4第4項の規定により公表する。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成20年11月12日から問題解決までの間

場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告す

る。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市赤江町字三ッ頭199番2

面積 215.04平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市赤江町199番地9

金山 研治

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により次の選挙について開票区を設けたので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年10月31日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 開票区を設ける選挙

衆議院比例代表選出議員選挙

2 開票区

市町村名	開票区名	区 域
出雲市	出雲市出雲開票区	第1投票区、第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、第14投票区、第15投票区、第16投票区、第17投票区、第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、第22投票区、第23投票区、第24投票区、第25投票区、第26投票区、第27投票区、第28投票区、第29投票区、第30投票区、第31投票区、第32投票区、第33投票区、第53投票区、第54投票区、第55投票区、第56投票区、第57投票区、第58投票区、第59投票区、第60投票区、第61投票区、第62投票区、第63投票区、第64投票区、第65投票区、第66投票区、第67投票区、第68投票区、第69投票区、第70投票区、第71投票区、第72投票区、第73投票区、第74投票区

	出雲市平田開票区	第34投票区、第35投票区、第36投票区、第37投票区、第38投票区、第39投票区、第40投票区、第41投票区、第42投票区、第43投票区、第44投票区、第45投票区、第46投票区、第47投票区、第48投票区、第49投票区、第50投票区、第51投票区、第52投票区
雲南市	雲南市第1開票区	大東第1投票区、大東第2投票区、大東第3投票区、大東第4投票区、大東第5投票区、大東第6投票区、大東第7投票区、大東第8投票区、大東第9投票区、大東第10投票区、大東第11投票区、大東第12投票区、大東第13投票区、大東第14投票区、大東第15投票区、大東第16投票区、大東第17投票区、大東第18投票区、大東第19投票区、大東第20投票区、大東第21投票区、大東第22投票区、大東第23投票区、大東第24投票区、加茂第1投票区、加茂第2投票区、加茂第3投票区、加茂第4投票区、加茂第5投票区、加茂第6投票区、加茂第7投票区、加茂第8投票区、木次第1投票区、木次第2投票区、木次第3投票区、木次第4投票区、木次第5投票区、木次第6投票区、木次第7投票区、木次第8投票区、木次第9投票区、木次第10投票区、木次第11投票区、木次第12投票区、木次第13投票区、木次第14投票区、木次第15投票区、木次第16投票区、木次第17投票区、木次第18投票区
	雲南市第2開票区	三刀屋第1投票区、三刀屋第2投票区、三刀屋第3投票区、三刀屋第4投票区、三刀屋第5投票区、三刀屋第6投票区、三刀屋第7投票区、三刀屋第8投票区、三刀屋第9投票区、三刀屋第10投票区、三刀屋第11投票区、三刀屋第12投票区、三刀屋第13投票区、三刀屋第14投票区、三刀屋第15投票区、三刀屋第16投票区、三刀屋第17投票区、三刀屋第18投票区、三刀屋第19投票区、三刀屋第20投票区、三刀屋第21投票区、三刀屋第22投票区、三刀屋第23投票区、吉田第1投票区、吉田第2投票区、吉田第3投票区、吉田第4投票区、吉田第5投票区、吉田第6投票区、吉田第7投票区、吉田第8投票区、吉田第9投票区、吉田第10投票区、吉田第11投票区、吉田第12投票区、掛合第1投票区、掛合第2投票区、掛合第3投票区、掛合第4投票区、掛合第5投票区、掛合第6投票区、掛合第7投票区、掛合第8投票区、掛合第9投票区、掛合第10投票区、掛合第11投票区、掛合第12投票区、掛合第13投票区、掛合第14投票区、掛合第15投票区、掛合第16投票区、掛合第17投票区、掛合第18投票区

島根県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成20年10月31日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームかんべの里	簸川郡斐川町大字名島93番地2	平成20年10月20日
介護老人保健施設まんだ	出雲市万田町535番地1	平成20年10月20日

島根県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9

条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成20年10月31日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
松北病院	松江市下東川津町251番地1	平成20年7月31日
出雲市立介護老人保健施設「愛宕苑」	出雲市灘分町613	平成20年5月31日

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第122号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成20年10月31日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

#### 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時	定 員
施設警備業務2級	平成21年2月3日（火）午前9時から午後5時まで	30人
施設警備業務1級	平成21年2月4日（水）午前9時から午後5時まで	30人
雑踏警備業務2級	平成21年2月10日（火）午前9時から午後5時まで	30人

#### 2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

#### 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

##### (1) 施設警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 施設警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 施設警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 施設警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## (3) 雑踏警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## 4 受検資格

## (1) 施設警備業務 2 級検定及び雑踏警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## (2) 施設警備業務 1 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」という。）（施設警備業務に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会が前アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

平成20年12月 8 日（月）から同月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

申請者の島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 検定申請書（規則別記様式第 1 号）1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4(2)アに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4(2)アに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4(2)イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

#### (4) 検定手数料

検定申請書の提出時に、次の区分に相当する金額の島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

ア 施設警備業務2級検定及び施設警備業務1級検定

16,000円

イ 雑踏警備業務2級検定

13,000円

#### 6 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日は、午前9時から同9時20分までを受付時間とする。

#### 7 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

## 雑

## 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成20年度第3回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定に基づき公示する。

平成20年10月31日

財団法人 消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

#### 1 試験の種類

乙種第4類危険物取扱者試験

#### 2 試験の日時及び場所

##### (1) 試験の日時

平成21年2月8日（日） 13時00分から

##### (2) 試験の場所

松江市、出雲市、浜田市、益田市、隠岐の島町

#### 3 受験手続

##### (1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

##### (2) 受験願書受付期間

平成20年12月12日から12月24日まで（郵送の場合は、12月24日の消印有効。）

(3) 受験手数料

乙種第4類危険物取扱者試験 3,400円

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター（事務所）、各消防本部、各地区危険物保安協会

(2) 郵送により請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 FAX 0852-25-8242